

# 熊本市健康危機管理原因究明委員会設置要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、「熊本市健康危機管理要綱」第9条に基づく熊本市健康危機管理原因究明委員会（以下「究明委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

## (協議事項)

第2条 究明委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 発生した健康危機の原因究明に関すること。
- (2) 健康危機の再発防止策及び原因施設等の改善策に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は健康福祉局長とする。
- 3 委員は学識経験者（当該健康危機事例について専門知識を有する者）、保健所長、環境総合研究所長とする。
- 4 学識経験者に対しては、市長が委嘱を行う。
- 5 究明委員会は、必要に応じて関係職員に出席を要請できるものとする。

## (報告)

第4条 委員長は、委員会を開催したときは、その協議内容について市長に報告する。

## (事務局)

第5条 委員会の事務局は、地域医療課に置く。

## (補足)

第6条 この要領に定めのない事項については、委員長が別に定める。

## 附 則

この設置要領は平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この設置要領は平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この設置要領は平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この設置要領は平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この設置要領は平成19年7月1日から施行する。
- 2 原因究明委員会設置要領（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

## **熊本市健康危機管理連絡会議設置要領**

### **(趣旨)**

**第1条** この要領は、「熊本市健康危機管理要綱」第10条に基づく熊本市健康危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

### **(協議事項)**

**第2条** 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康危機の発生を未然に防止するための情報の共有化に関すること。
- (2) 健康危機の発生に備えての連絡体制の構築に関すること。
- (3) その他議長が必要と認める事項

### **(組織)**

**第3条** 連絡会議は、別表3に掲げる関係各課の長及び関係機関をもって委員を構成し、外部（府外）委員に対して市長が委嘱を行う。

2 委員の任期は、委嘱された日からの役職在任期間とする。

### **(議長)**

**第4条** 連絡会議に議長を置く。

2 議長は、保健所長をもって充てる。

### **(会議)**

**第5条** 連絡会議は、議長が招集する。

### **(報告)**

**第6条** 議長は、連絡会議を開催したときは、その協議内容について健康福祉局長に報告する。

### **(幹事会)**

**第7条** 情報の共有や連絡調整を行うため、連絡会議に健康危機管理幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、別表4の関係機関の職員をもって構成する。

3 幹事会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 平常時においての関係機関との広範で緊密な情報交換を図ること。
- (2) 定期的に会議を開催し、健康危機の発生時に迅速かつ円滑な対応ができる体制づくりに努めること。
- (3) 連絡会議の協議事項に関するここと。

(事務局)

第8条 連絡会議の事務局は、地域医療課に置く。

(補足)

第9条 この要領に定めのない事項については、議長が別に定める。

#### 附 則

この設置要領は平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この設置要領は平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この設置要領は平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この設置要領は平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この設置要領は平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この設置要領は平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この設置要領は平成19年7月1日から施行する。

2 健康危機管理連絡会議設置要領（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

## 健康危機管理連絡会議

別表3（要綱第10条関係）

部局・関係機関	会・課等	健康危機に関する役割
医療関係団体	市 医 師 会	会員への情報収集及び提供
	市歯科医師会	会員への情報収集及び提供
	市薬剤師会	会員への情報収集及び提供
熊本大学	大学院医学薬学研究部 法医学分野	専門的、技術的支援
医療機関	熊本赤十字病院	専門的、技術的支援
	熊本市民病院	専門的、技術的支援
熊本県	健康危機管理課	県庁内の連絡調整
熊本県警察本部	捜査第一課	警察内の連絡調整
総務局	危機管理防災室	危機管理体制の情報収集
企画財政局	企画課	庁内の連絡調整
市民生活局	地域づくり推進課	局内への周知、市民への情報提供
環境保全局	環境企画課	局内への周知、情報収集
	環境総合研究所	検査、分析、原因究明調査
都市建設局	下水道総務課	局内への周知、下水道の安全確保
消防局	救急課	市民からの通報探知、患者の搬送
水道局	総務課	上水道の安全確保
教育委員会	健康教育課	学校給食及び学校の安全確保
健康政策部	健康福祉政策課	局内への周知・情報収集、保健福祉センターへの周知
保健福祉部	地域保健福祉課	部内への周知、情報収集
	保育課	保育園の安全確保
	高齢保健福祉課	老人福祉施設の安全確保
	障害保健福祉課	障害福祉施設の安全確保
保健所	生活衛生課	生活環境対策
	食品保健課	食中毒対策
	感染症対策課	感染症予防・対策

	食肉衛生検査所	食肉の安全確保
	地 域 医 療 課	毒物劇物の安全確保、救急医療、事務局
議 長	保 健 所 長	会議の統括

## 健康危機管理幹事会

別表4（連絡会議設置要領第7条）

部・局	課	役割分担
環境保全局	環境総合研究所	検査、分析、原因究明調査
消防局	救急課	市民からの通報探知、患者の搬送
水道局	総務課	上水道の安全確保
教育委員会	健康教育課	学校給食及び学校の安全確保
健康政策部	健康福祉政策課	市民からの通報探知、局内への通知 保健福祉センターへの周知、情報収集
保健福祉部	地域保健福祉課	部内への周知、情報収集
保健所	生活衛生課	生活環境対策
	食品保健課	食中毒対策
	感染症対策課	感染症予防・対策
	食肉衛生検査所	食肉の安全確保
	医師	専門的及び技術的支援
	地域医療課	毒物劇物の安全確保、救急医療、事務局

(参考資料2)

健康危機管理における九州ブロック  
地方衛生研究所広域連携マニュアル

平成19年2月

地方衛生研究所全国協議会九州支部

## 健康危機管理における九州ブロック 地方衛生研究所広域連携マニュアル

### 1 はじめに

地方衛生研究所は、地域住民の健康、生命及び生活を守るため、地域における科学的かつ技術的中核機関として、関係行政機関と緊密な連携のもとに、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供の業務を通じ、公衆衛生の向上に重要な役割を果たしてきた。

近年、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、ウエストナイル熱などの感染症、また、化学物質や生物毒による健康問題などの健康危機管理の必要性が高まり、地域における専門的知見や高度検査機能を有する機関として地方衛生研究所は益々重要性を増してきている。

平成17年5月23日付「地域保健対策検討会中間報告」では、地方衛生研究所に対しては、「原因不明健康危機」、「感染症」、「医薬品医療器具等安全」、「災害有事・重大健康危機」、「結核」、「食品安全」、「飲料水安全」など地域及び広域における健康危機管理の科学的・技術的中核としての機能強化が求められている。

また、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成17年4月1日付改正）では、①1類感染症、2類感染症、3類感染症及び4類感染症の検査について、国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施すること、また、5類感染症についてもその検査能力に応じて実施できる体制を備えていくこと、②自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行っていくこと、③都道府県等は、それぞれが有する地方衛生研究所の病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上でそれぞれ連携を図ること、④特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、地方衛生研究所等が相互に連携を図って実施していくことなどが求められている。

このように、地方衛生研究所に対する期待と課せられた課題は大きくなっているが、地方自治体の財政状況の悪化などの問題があり、これらの期待と課題に応えることが困難な状況である。また、食品衛生法、水道法など関係法規の改正に伴い、地方衛生研究所の業務は過大になりつつある。そこで、これらの現状と期待との乖離を解決するために、地方衛生研究所間で連携することにより機能の充実を図り、これから発生が予想される様々な健康危機に対応可能な体制を構築しておく必要がある。

こうした状況を踏まえて、地方衛生研究所全国協議会九州支部では、健康危機管理に関し、九州厚生局、福岡検疫所の参加も得て、平常時より連携して業務を進めるとともに、健康危機発生時には速やかに対応することのために健康危機管理における九州ブロック地方衛生研究所広域連携マニュアル

(以下、「広域連携マニュアル」という。)を作成することとする。

## 2 広域連携マニュアルの構成

広域連携マニュアルに掲げる具体的方策の構成は次のとおりとする。

### (1) 平常時の連携

- 1) 連携のための組織
  - 2) メーリングリスト
  - 3) 相互技術研修
  - 4) 試験検査における協力
  - 5) 地域ブロックレファレンスセンター
  - 6) 広域連携システム九州ブロック情報センター
    - ① 地域ブロック感染症情報センター
    - ② 地域ブロック微生物情報センター
    - ③ 地域ブロック理化学情報センター
  - 7) 模擬演習
- (2) 健康危機発生時の連携
  - (3) 広域連携マニュアルの見直し
  - (4) 連携のための協定
  - (5) 広域連携マニュアル策定後の経緯

## 3 広域連携の具体的方策

### (1) 平常時の連携

#### 1) 連携のための組織

連携のための組織として、地域ブロックセンターを置く。

地域ブロックセンターは、地方衛生研究所全国協議会九州支部長が担当する。

地域ブロックセンターは、広域連携マニュアルに掲げる具体的な方策を的確かつ適切に運営していくため、地方衛生研究所間の調整等を図る。

#### 2) メーリングリスト

健康危機に関する情報の交換などを行うため、メーリングリスト及び掲示板を開設する。

##### ①メーリングリスト

- ・メーリングリストの区分は微生物部門、理化学部門とする。
- ・メンバーは、両部門の統括者、責任者、担当者とし、参加の範囲は各地方衛生研究所の実情に合わせる。
- ・微生物部門のメーリングリストに各地方衛生研究所感染症情報センター担当者も参加できる。
- ・九州厚生局及び福岡検疫所をメンバーとする。
- ・情報の配信は、相互一斉配信方式（ディスカッション型）とする。

## ②掲示板

利用者は、個人情報保護等セキュリティの観点から、地方衛生研究所及び福岡検疫所のあらかじめ登録されたもののクローズドとする。

## ③サーバ

福岡県保健環境研究所のサーバを利用する。

## ④運用・管理

メーリングリスト、掲示板の運用管理は福岡県保健環境研究所が行う。

### 3) 相互技術研修

健康危機管理に関し次の技術研修を行う。

技術研修は、試験検査等の機能水準向上のために、業務担当者を中心としたメンバーで実施し、専門知識・技能修得と情報交換の場とする。

- ① 担当者の技術向上のための技術研修を実施する。
- ② 研修テーマの選定に当たっては、その時々の課題、問題等を勘案して選定する。
- ③ 個別研修は、微生物部門は別表－1、理化学部門は別表－3を踏まえ必要に応じ地方衛生研究所間で個別に協議し、実施するものとする。
- ④ 必要であれば、九州衛生環境技術協議会等を利用して研修を実施する。

### 4) 試験検査における協力

高度の技術や特殊な施設装置が必要な検査、頻度の低い検査など、各地方衛生研究所相互間で協力可能な項目及びその取り扱いについては次のとおりとする。

(微生物部門)

- ① 1類の感染症検査は、その取り扱いにP4レベルのバイオハザードに対応する施設、設備を必要とし、また、標準株・分離株も地方衛生研究所では入手できないので、国立感染症研究所に依頼する。

なお、1類感染症であっても、SARSの分離は地方衛生研究所で行い、同定を国立感染症研究所に依頼するなど可能な範囲の検査を実施する。

- ② 2類から5類の感染症について、これまで発生が全くなかった感染症、九州ブロックの地方衛生研究所で検査が出来ない感染症については、国立感染症研究所或いは他のブロックの検査可能な地方衛生研究所に検査を依頼する。
- ③ 2類から5類の感染症について、緊急性のあるもの、頻発して発生がみられるものは、各地方衛生研究所で自ら検査を実施する。
- ④ 上記の考え方をもとに、感染症検査に関する地方衛生研究所相互間の協力支援体制を別表－2のとおりとする。

⑤ さらに、別表－2に掲げる感染症については、研修を定期的に実施し検査体制の整備を図る。

(理化学部門)

人の生命、健康を脅かす農薬等の化学物質や生物毒などの試験検査について、平常時に、項目を定めて特定の地方衛生研究所が他の研究所に代わって実施することは困難である。

このことを考慮し、理化学部門における各地方衛生研究所相互間の支援については次のとおりとする。

- ① 農薬等化学物質や生物毒などの試験検査及び検査機器の保有状況については、九州ブロック地方衛生研究所相互間で支援可能な検査及び機器は別表－3及び別表－4のとおりである。
- ② 別表－3及び別表－4をもとに、地方衛生研究所相互間で、研修の受け入れや検査機器の貸借などを行う。

5) 地域ブロックレファレンスセンター

地域ブロックレファレンスセンターについて次のとおりとする。

(微生物部門)

- ① 地域ブロックレファレンスセンターは、別表－5のとおりとする。
- ② 微生物の分離・同定に必要な標準株や細胞について、各地方衛生研究所の保有状況を地域ブロック微生物情報センターで管理し、必要に応じて融通しあう。

(理化学部門)

理化学試験に関する標準品は、多種多様であり、また、純度保証等の問題もあるので、1箇所に集約・保存しておくことは困難である。各地方衛生研究所の標準品の保有状況を地域ブロック理化学情報センターで管理し、必要に応じて融通しあう。

6) 広域連携システム九州ブロック情報センター

地域ブロック感染症情報センター、地域ブロック微生物情報センター、地域ブロック理化学情報センターを統括する広域連携システム九州ブロック情報センター（以下、「九州ブロック情報センター」という。）を設置する。

九州ブロック情報センターにドキュメントコーナーを設け、健康危機に関する広域連携を円滑かつ確実に推進するための情報共有基盤となる広域連携マニュアル、地域ブロック会議での協議・確認事項及び議事概要、ブロック研修会の内容等を登載する。

九州ブロック情報センターは、福岡県保健環境研究所のWebサーバ内に設置する。

① 地域ブロック感染症情報センター

感染症の広がりは、人の移動や商品流通の広域化などにより、県内

の発生状況だけで把握することが難しくなっている。このため、地域ブロック内に地域ブロック感染症情報センターを設置する。地域ブロック感染症情報センターの対象とする情報、情報の集約・提供等は次のとおりとする。

ア) 対象とする情報

地域ブロック感染症情報センターに登載する情報は次の3項目とする。

(ア) 感染症発生情報

(イ) 病原体検出情報

(ウ) 検疫情報

イ) 情報の集約・提供等

- ・ア)の対象とする情報(ア)、(イ)については、当面、九州ブロック内の各感染症情報センターのデータをリンクさせる形で登載する。
- ・(ウ)については、福岡検疫所から配信された海外感染症情報及び検疫感染症等発見情報を登載する。
- ・緊急時にはマーリングリストを活用する。

② 地域ブロック微生物情報センター

微生物に関し、各地方衛生研究所が保有する検査情報の集約とその提供を行う地域ブロック微生物情報センターを設置する。地域ブロック微生物情報センターの対象とする情報、情報の集約・提供等は次のとおりとする。

ア) 対象とする情報

(ア) 地域ブロックレファレンスセンターに関する情報

(イ) 感染症検査の協力支援体制に関する情報

(ウ) 設備・機器類の保有状況に関する情報

(エ) 菌株の保有状況に関する情報

(オ) ウィルス分離用細胞の保有状況に関する情報

(カ) 検査用キットの使用状況に関する情報

イ) 情報の集約・提供等

- ・ア)の対象とする情報の更新は1回／年とし、更新データのとりまとめは地域ブロックセンターが担当する。
- ・上記感染症情報については、将来、各地方衛生研究所から更新できるようなシステムを検討する。

③ 地域ブロック理化学情報センター

食品中の異物や農薬、事故事例、違法な健康食品などに関し、各地方衛生研究所が保有する検査情報の集約とその提供を行う地域ブロック理化学情報センターを設置する。地域ブロック理化学情報センターの対象とする情報、情報の集約・提供等は次のとおりとする。

### ア) 対象とする情報

地域ブロック理化学情報センターに登載する情報は次のとおりとする。

- (ア) 試験検査マニュアルに関する情報
  - (イ) 試験検査機器の整備状況に関する情報
  - (ウ) 魚毒、貝毒等自然毒の検査に関する情報
  - (エ) 農薬に関する情報（登録農薬、登録失効農薬についてデータベース化、これをもとに検索システムを構築）
  - (オ) 標準試料に関する情報（各地方衛生研究所が保有する標準試料をデータベース化、これをもとに検索システムを構築）
  - (カ) 中毒に関する情報（中毒物質、中毒症状、治療法等をデータベース化、これをもとに検索システムを構築）
  - (キ) 理化学試験検査の協力支援体制に関する情報
- イ) 情報の集約・提供等
- ・ア)の対象とする情報について、(エ)から(カ)までの情報はアクセスソフトで作成する。
  - ・情報の更新は1回／年とし、更新データのとりまとめは地域ブロックセンターが担当する。
  - ・上記理化学情報については、将来、各地方衛生研究所から更新できるようなシステムを検討する。

### 7) 模擬演習

広域連携マニュアルに掲げるシステムが目的どおりに円滑に稼働するかを点検するとともに、各地方衛生研究所の検査機能も併せて点検し、健康危機発生時には九州ブロック地方衛生研究所が連携して速やかな対応が出来ることなどを目的に、原則として、模擬演習を微生物部門、理化学部門それぞれ1回／年以上実施する。

### (2) 健康危機発生時の連携

健康危機発生時、地方衛生研究所は、以下の連携を行い、ブロック内の健康被害の拡大防止を図る。

#### 1) 当該地方衛生研究所で原因究明が困難な場合の対応

- ① 健康危機発生地域の地方衛生研究所は、ブロック内の地方衛生研究所からアドバイスや支援が必要な場合は、地域ブロックセンター及びブロック内地方衛生研究所に別紙－1により健康危機管理に関する発生情報を発信する。
- ② 地域ブロックセンターは、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び他のブロックセンター等にアドバイスを求めるとともに、必要に応じてブロック内地方衛生研究所に原因究明のための検査実施

等を要請する。

ただし、健康危機発生地域の地方衛生研究所において緊急にアドバイスや支援が必要な場合は、この限りではない。これらの対応状況については、事後、地域ブロックセンターに報告する。

- ③ ブロック内地方衛生研究所は、考えられる原因に関する情報及び協力の有無等について、速やかに回答する。

2) ブロック内地方衛生研究所で原因究明のための検査が可能な場合の対応

- ① 健康危機発生地域の地方衛生研究所は、健康被害の特定や曝露の推定或いは経過の観察に必要な検査ができないと判断したときは、地域ブロックセンターに検査の協力、機器・人員の派遣等を要請する。
- ② 要請を受けた地域ブロックセンターは、検査が対応できる地方衛生研究所の調査及び機器、人員の派遣などについて、ブロック内地方衛生研究所と調整する。

3) 処理能力を超える数量の試験検査が必要な場合の対応

- ① 被害の拡大により健康危機発生地域の地方衛生研究所の処理能力を超える試料を検査する必要が生じた場合、地域ブロックセンターに検査の協力、機器・人員の派遣等を要請する。
- ② 要請を受けた地域ブロックセンターは、速やかにブロック内地方衛生研究所と調整を行うとともに、必要に応じて他のブロックセンターに応援を要請する。なお、健康危機発生時、対応可能な検査機関が少ない場合は、緊急に研修会などの開催を計画する。

(3) 広域連携マニュアルの見直し

地域ブロックセンターは、必要に応じて広域連携マニュアルを見直す。また、マニュアルに掲げる別表1から5までの見直しを1回／年以上行う。

(4) 連携のための協定

広域連携マニュアルに掲げる健康危機管理の広域連携に関する具体的方策について、九州ブロック内の地方衛生研究所相互間において、実効性を確実にする必要がある。

このため、各地方衛生研究所が所属する関係機関間で、①連携の内容及び範囲、②連携の手続き、③連携に伴う経費の負担などに関する協定を結ぶことが望ましい。

九州ブロックでは、九州・山口九県とこれらの地域にある2政令市、8保健所設置市計19自治体において、平成17年12月、単独では対応困難な感染症又は希少感染症の発生に対して、①広域的な対応を要する感染症発生情報の伝達、②地方衛生研究所の相互支援、③標準マニュアルの作

成等、④保健所等の感染症担当職員の派遣受け入れを内容とする協定が締結された。

この協定書においては、更に具体的な手順や方法などを示した「感染症対策における広域連携に係る実施要領」が規定されており、この中で、地方衛生研究所の相互支援については、広域連携マニュアルにより行うものとされている。

このように、感染症については協定が結ばれたが、化学物質や生物毒などは対象外となっていることから、地方衛生研究所全国協議会九州支部としては、広域連携マニュアルの実効性をより確実なものとするため、人の生命、健康を脅かす化学物質や生物毒などについても協定の締結を行うなどにより当該マニュアルの全部につき根拠を持たせることが出来ないか引き続き検討を行う。

#### (5) 広域連携マニュアル策定後の経緯

- 1) 平成18年2月 3日 策定
- 2) 平成19年2月16日 改定

別表－1 技術研修対応状況（微生物部門）

項目 研究所名	技術研修名	方法	受入人数	受入時期	研修期間
福岡県	ボツリヌス菌検査		6人	10月	3日
	シークエンス解析		3人	随時	2日
福岡市	リアルタイムPCR（細菌）	レジオネラ、リストリア、炭疽菌の検出	1～3人程度	11月～2月	1～2日
北九州市					
佐賀県	遺伝子シークエンス解析		5～6人	7月～8月	2日程度
長崎県	LAMP法プライマーの設計		2～3人	1月～2月	2～3日
	環境水からのアメーバ検出		2～3人	1月～2月	2～3日
長崎市					
大分県	Q熱	I F法、P C R法	6人	6月～9月	1日
熊本市	セレウス嘔吐毒検査	H E p - 2 細胞を用いた検査	2～3人程度	9月～2月	2～3日
宮崎県	日本紅斑熱	I F法、P C R法、患者やダニからの分離法	未定	未定	
鹿児島県	つつがむし病	I F法、P C R法	2人	7月～8月	2～3日
	日本紅斑熱	I F法、P C R法	2人	7月～8月	2～3日
沖縄県	レプトスピラ症の血清学的診断	顕微鏡下凝集試験	2人	8月～9月	2～3日
熊本県	リアルタイムPCR（下痢症ウイルス）	R T - multiplex PCR法	3人	6月～9月	2日

別表－2 感染症試験検査に関する相互支援体制

感染症 番号	類別	研究所名										支援可能な県・市
		福岡県	福岡市	北九州市	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
11	2類	ジフテリア	△	△			△	△				福岡県
18		オウム病		△			○			△		大分県
20		Q熱					○					大分県
26		デング熱	△					△	△	○		熊本県
27	4類	日本紅斑熱	△		○		○	○	○			佐賀県、宮崎県、鹿児島県
37		急性E型ウイルス肝炎	○		△	○		△	△	△	○	長崎県、熊本県
43		レプトスピラ症		△						○		沖縄県
45		アメーバ赤痢	○	△	○		○	○	△	○	△	北九州市
55	5類	破傷風	○	○			△	○				福岡市、熊本市
71		百日咳	○	△	△		△	○	○			福岡県、鹿児島県

※○は同定まで検査可能、△はスクリーニング検査まで検査可能を示す。

別表－3 相互支援可能な検査（理化学部門）

項目	福岡県	福岡市	北九州市	佐賀県	長崎県	長崎市	大分県	熊本県	熊本市	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
農薬標準品、分析に関すること	○		○		○			○		○		
動物薬標準品、分析に関すること	○	○					○			○		
医薬品標準品、分析に関すること	○			○	○					○		
魚毒の標準品、分析に関すること											○	
貝毒の標準品、分析に関すること								○			○	
植物毒の標準品、分析に関すること										○		
きのこ毒の標準品、分析に関すること												
カビ毒の標準品、分析に関すること	○	○									○	
L C / M S / M S を使用する分析に関すること		○			○		○	○		○	○	
L C - T O F / M S を使用する分析に関すること					○							
キャピラリー電気泳動 (C E) を使用する分析に関すること		○							○		○	○
S P M E を使用する分析に関すること	○		○					○				
S B S E を使用する分析に関すること			○					○				
キャニスターを使用する分析に関すること	○		○						○			
G C / M S で分析可能な化学物質の推定定量法に関すること (ナギナタソフトウェアを用いた標準品無しでの推定定量)			○									
特定アレルギー物質試験に関すること		○					○					
S F E 抽出に関すること			○					○		○	○	○

※ ○は支援可能な項目

別表-4 相互支援可能な検査機器（理化学部門）

項目	研究所名			福岡県	福岡市	北九州市	佐賀県	長崎県	長崎市	大分県	熊本県	熊本市	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
GC	FID	7	5	4	1	1	1	2	1	2	1	5	3	2	2
	FTD (NPD)	3	2	2	1	2	0	1	1	0	2	1	1	1	1
	FPD	12	3	8	2	5	1	3	5	2	13	4	6	10	6
	ECD	6	6	4	4	3	3	1	2	7	4	5	5	3	4
その他															
GC/MS	4	7	7	1	1	0	0	2	2	6	4	7	7	3	5
GC/MS/MS	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
HPLC	UV	4	4	4	1	3	1	0	5	1	1	1	2	2	1
	RF (FL)	2	10	4	2	3	2	1	1	6	3	3	2	5	2
	DAD (PDA)	4	2	10	2	3	3	1	1	1	2	2	2	5	1
	その他														
イオンクロマト	2	3	2	1	0	1	0	1	0	2	1	1	3	1	3
LC/MS	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1
LC/MS/MS	1	2	1	0	1	0	1	0	1	2	1	1	1	1	0
CE	LC/TOF	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	DAD (PDA)	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0
	MSD														
	水素化物発生装置付き	1(1)*	1(1)*	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	2	1
ICP/MS	HPLC付き	1	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0
捕集・導入器材	ICP	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1
	SPME		有	無		有	無	無	無	有	無	有	無	無	無
	S BSE		無	有		有	無	無	無	有	無	有	無	無	無
	キヤニスター		有	無		有	無	有	無	有	無	有	有	有	無
TDS等加熱導入装置	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	有	有	有	無

\*: () 内はフレーム原子吸光